

人往第四一七號

懲戒處分に付せられた者の俸給等の取扱について

昭和二十三年四月五日

厚生省復員局長 人室課長

警部課長 敬

首題の件について別紙の通り大藏省給與局長から通知があつたので該  
當者あらばこれによつて取扱ふことにせられたく命によつて通知する

通知先

局内部（課）、留業、船殘、各連絡局、各支部、各上陸地

（別紙）

給發第三一三號

昭和二十三年四月二日

大藏省給與局長

1086

懲戒處分に付せられた者の俸給等の取扱については、標記の件については、別紙のように次官會議決定がなされたから、これによつて取扱われたい。

(別紙)

懲戒處分に付せられた者の俸給等の取扱について

(昭和二三~~三~~四~~一~~次官會議決定)

今次の爭議行爲又はこれに準ずべき行爲に關し懲戒處分に付せられた者の俸給等の取扱については、各廳における統一をはかる必要があるので、次のように決定する。

一 懲戒免官の場合

俸給

昭和二十三年三月十三日付政府通告書(以下通告書という)を受諾する以前に懲戒免官となつた者については、官吏俸給令第五條の規定により、免官された月分の俸給、暫定加給、暫定加給臨時増

給、これらに對する臨時勤務地手当及び臨時手当の全額を支給すること。但し同盟罷業その他の争議行爲により執務しない日の俸給、暫定加給、暫定加給臨時増給、これらに對する臨時勤務地手当及び臨時手当は、官吏俸給令第七條の二の規定により、當然これを減額すること。

通告書を受諾した後懲戒免官となつた者については、昭和二十三年法律第十二號第四條第二項の規定により、免官された月分の暫定俸給及びこれに對する暫定勤務地手当の全額を支給すること。但し所轄廳の長の許可なくして執務しない時間の暫定俸給及びこれに對する暫定勤務地手当は、昭和二十三年法律第十二號第七條の規定により、當然これを減額すること。

## 2. 超過勤務手当

免官される以前に超過勤務のあつた者に對する超過勤務手当は通常の方法によつてこれを支給すること。

## 3. 家族手当

免官された月分の臨時家族手当これに對する臨時勤務地手当及び臨時手当並びに暫定扶養手当及びこれに對する暫定勤務地手当は全額これを支給すること。

#### 4. 退職手当

退職手当は、退官、退職手当支給準則第一條第一項第四號の規定により、これを支給しないこと

#### 5. 恩給

恩給は、恩給法第五十一條第一項の規定により、免官前引續いた在職につき、これを受ける資格を失うものであること。

#### 6. 共済給付

退職に關する共済給付は、當該共済組合に關し定められた夫々の規定により、これが全額を支給しないこと。

#### 二 減俸の場合

##### 1. 俸給

通告書を受諾する以前にあつては、俸給、暫定加給、暫定加給臨

時増給これらに對する臨時勤務地手当及び臨時手当を、通告書を受諾した後にあつては暫定俸給及びこれに對する暫定勤務地手当を官吏懲戒令第五條の規定により夫々減額すること。  
前項により俸給、暫定俸給等を減額する場合の期間の計算は、懲戒處分に付された日の翌日から、これを起算し、減額期間満了の日を以て、これを終ること。

## 2. 超過勤務手当

超過勤務手当算定の基礎となる給與は、前號により減額された俸給、暫定加給、暫定加給臨時増給これらに對する臨時勤務地手当及び臨時手当又は暫定俸給及びこれに對する暫定勤務地手当によつて、これを計算すること。

## 3. 家族手当

臨時家族手当これに對する臨時勤務地手当及び臨時手当並びに暫定扶養手当及びこれに對する暫定勤務地手当はこれを減額しないこと。

三 譴責の場合

給與とは全然関係がないこと。

(備考)

雇傭人等であつて今次の争議行爲又はこれに準ずべき行爲に關し懲戒處分に準じた處分を受けた者の給料その他の給與についても官吏の場合に準じて取扱ふこと